

【 審 議 会 委 員 選 挙 の 手 続 き に つ い て は
次 の よ う に 予 定 し て い ま す 。 】

- 5月14日 ※選挙の期日（投票・開票日）の公告
- 6月 3日 ※選挙人名簿作成の基準日
- 6月24日 ※選挙人名簿の縦覧開始
- 7月 7日 ※選挙人名簿の縦覧終了
- 7月17日 ※選挙人名簿の確定の公告
※選挙する委員の数の公告
※選挙場・投票時間・開票時の公告
- 7月18日 ※審議会委員 立候補の受付開始（7月27日（日）まで）
- 7月29日 ※審議会委員 候補者の氏名・住所の公告
- 8月17日 ※審議会委員 投票・開票日
- 8月18日 ※当選人の住所・氏名の公告・通知

この間、選挙人を確定させるために借地権の申告の受理を一時停止します。

選挙人名簿に関する異議の申出ができます（2週間）

選挙を行う上で
必要となる届出について



審議会委員の選挙については、「土地の所有者」及び「借地権者」それぞれに選挙権・被選挙権が認められていますが、次の場合に該当する方が選挙権・被選挙権を有するためには、それぞれ手続きが必要となります。

《未登記の借地権の場合》

借地権についてその登記がなされていない場合、選挙権を有するためには市に『未登記の借地権の申告』の手続きが必要となります。（選挙人名簿作成基準日の6月3日まで）
この申告には、借地権者と土地所有者それぞれの署名を連署して提出して頂くことが原則となっていますが、次に示す書類のいずれかを添付する場合は連署で申告する必要はありません。

- ① 確定判決書・和解調書・調停調書
- ② 建物登記簿謄本
- ③ 公正証書等による契約書
- ④ 家屋台帳謄本
- ⑤ 建築承諾書

⑥ 地代・賃料・権利金
又は敷金等の領収書

この申告を行うことにより、登記されている借地権と同等の取扱いがされることとなり、換地に権利が反映されます。事業を進める中で、
ア. 仮換地指定通知
イ. 換地清算通知
ウ. 換地処分通知
等の書類が送付されます。
6月3日から7月17日の間は選挙人を確定させるため、申告の受付はいたしません。【注意下さい。】

《2人以上で土地の所有権
または借地権を有している
場合》

この場合、土地の所有権

または借地権を有している方の中から代表者を選任し、市に『代表者選任通知書』を届出することにより、代表者に選挙権・被選挙権が認められることとなります。

《土地の所有者が既に亡く
なられているが相続の
手続きが済んでいない場合》

この場合、選挙人として選挙人名簿には登記簿上の土地所有者の氏名（亡くなられた方の氏名）が記載されることとなります。
しかし、この土地に係わる相続人の中より代表者を選任し、市に『相続人代表者選任通知書』を届出することにより代表者に選挙権・被選挙権が認められることとなります。

以上のよう、申告することによりはじめて審議会委員選挙の選挙権・被選挙権が認められる場合があります。
これらの手続きは前回の選挙時に申告して頂いた方で、変更の無い場合は必要ありません。

また、選挙権・被選挙権を有するための手続きに限らず、確認できていない未登記の権利等、皆さんのお持ちの権利を事業に反映する上で必要となる届出がありますので手続きを進めて頂くことをお願いします。

裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っております。不明な点につきましては、お気軽に区画整理室までお問い合わせ下さい。